

つむぎだより No.13

◇おやつ談義②◇

★事務所に〇〇〇〇がやってきた！

さて、第2弾です。実は前から事務所で購入するかしないかで話題にあがっていた「トースター」ですが、とうとう4月初旬に購入。店員さんのイチオシは、その名も「Bistro」(パナソニック製)。その時点で1か月半の入荷待ちでしたが、4月下旬に入荷の連絡があり、早速スタッフが徒歩で受け取りに…。

まずはあえて、安価なパンで実食。焼いていると、パンの香ばしい香りが事務所中に広がります。外はサクサク、中はフワッフワ。凄く美味しい!! トースターでこんなに違うなんて!! 蜂蜜なども準備はしていたのですが、そのままです。これは、トースター革命です!! おやつタイムやランチタイムがとても楽しみになりました。

ということは、代表のダイエットはきっと…!? 値段はお高めですが、これは価値ありです!! 次回は焼き芋にチャレンジします!!

(川東)

★2021年5月号

1、労務管理のポイント～「令和3年度地方労働行政運営方針」～

今年度の労働基準監督署等による監督・指導方針の傾向がわかる「令和3年度地方労働行政運営方針」が策定されました。

以下、気になるポイントを見ていきましょう。

◆雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナへの緊急的な対応期を経て、ポストコロナへ政策の重心が移っていくようです。『在籍型出向の活用や再就職支援を支援する』とありますので、出向契約や出向に関する意向の確認などが重要となるでしょう。

◆女性活躍・男性の育児休業取得等の推進

この4月より女性活躍推進法の行動計画策定義務対象企業が、『101人以上』に拡大されています。また、いわゆる男性版産休制度(子の出生後8週間に、4週間の休みを取得可能とすること等)は、2022年秋頃の制度施行が予定されていますので、どのような内容になるのか確認しておく必要があるでしょう。

◆テレワーク、労災

今や、『やっている・知っていて当然』となったテレワークに関しても、取組みを強化するようです。テレワークに関しては、技術的な面からも、労働時間管理・健康管理などの労務管理の面から

も、人事労務担当者の必須の知識となるでしょう。

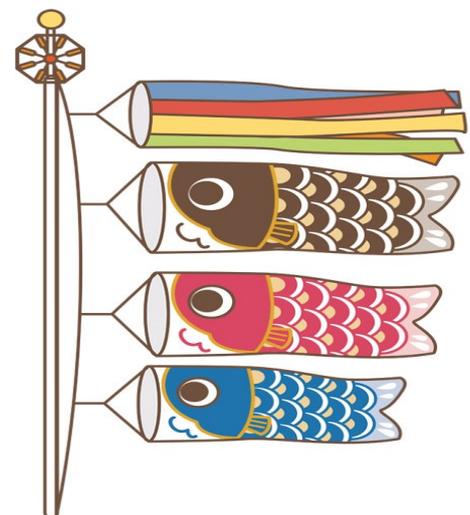
また、新型コロナウイルス感染症による労災にも、注意しておきましょう。医療関係の職種だけではなく、ビルメンテナンス業の清掃員や建設業の施工管理者、営業職従事者、建設作業員、港湾荷役作業員、販売店員でもコロナによる労災が認められた事例があります。

監督・指導は、長時間労働の是正に関する監督指導を中心としていますが、今年度の運営方針では、職場のハラスメントや勤務間インターバル、同一労働同一賃金などについても触れられていますので、昨今の傾向を反映した調査・指導にも注意が必要です。

出典:厚生労働省

「令和3年度地方労働行政運営方針」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17792.html



=季節のコラム=

夏も近づく八十八夜。
新茶が摘まれ始めますが、関西で茶所と言えば、宇治ですね。

鎌倉時代、栄西が宋から持ち帰った茶種は明恵に送られ、まずは京都の梅尾(とがのお)に、その後、宇治に植えられました。室町時代、梅尾の茶が「本茶」、宇治の茶は「非茶」と呼ばれ一段低い扱いでしたが、足利義満の庇護の下に発展し、江戸時代には「ずいずいずっころばし」で歌われるお茶壺道中で、幕府に献上されるまでになります。

新茶(一番茶)は、冬の間にゆっくり育ち、甘み・旨み成分を二番茶以降の3倍以上含む、美味しいお茶です。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2. 給与のデジタル払い 労基則で要件明記へ

QRコードなどを用いた、キャッシュレス決済業者(資金移動業者)の利用が急速に拡大する中で、いわゆる「給与のデジタル払い」と言われるスマートフォン等の決済アプリへの賃金支払いのニーズが広がっています。

令和2年に閣議決定した「成長戦略フォローアップ」で早期の制度化が求められていたこともあり、厚生労働省は、昨年8月からの実現へ検討を進めていましたが、この度、要件を満たす業者に限定して、賃金支払いを認める方針が発表され、労働基準法施行規則に、その要件が明記されることになりました。

現状でも、資金決済法などに基いて、すべての業者に必要な規制がなされていますが、さらに「賃金の確実な支払い」を担保するため、民間保険による保証や、適時の換金性確保、不正引出しの対策等が要件として加えられます。

日本労働組合総連合会は、資金移動業者への規制が銀行と比べて緩いため、決済アプリで給与を取り扱うことへの安全性に課題があるとして、制度に反対しています。

しかし、政府が実現に向けて意欲を見せていることや従業員からの関心も高いことから、今後の動向には注目する必要があるそうです。



3. 今月のおすすめ本

今月は、「働かないおじさんが御社をダメにする」(著者:白河 桃子 出版:PHP新書)をご紹介します。

なかなかすごいタイトルですが、新聞の広告を見て購入しました。

テレワークのこと、これからのミドル世代の働き方、そして、「ミドル人材活用推進」の企業の事例を挙げています。

「おじさんも考え方を変えていかないと生き残れない」ということなんでしょうね。(ちなみに「おばさん」という表現は出てこないです。)

女性活躍ならぬ、おじさん活躍するためのノウハウですね!!

(川東)

はじめまして。当法人マスコットキャラクターの「つむぎちゃん」です。ロゴをあしらったスカーフと頭の丸が特徴です。これからお目にかかることが多くなりますが、よろしくお願いします。
むぎむぎ。

